

各地方整備局特定部局長 殿

港湾局長  
(公印省略)

「一般競争入札方式の実施について」の一部改正について

デジタル臨時行政調査会は、6月23日、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を決定し、この中で、代表的なアナログ規制7項目に関する通知・通達等の見直し方針が示された。

この方針を受けた見直し作業の中で、できる限り早期の見直しが望ましいと考えられる通知・通達等の規定の一つとして、入札説明書等への質問に対する回答書の閲覧についてアナログ行為を求めていることが挙げられた。

これを踏まえ、「一般競争入札方式の実施について」を下記のとおり改正し、令和4年12月1日から適用することとしたので、貴局においても適切に運用するとともに、遺漏無きよう措置されたい。

記

(一般競争入札方式の実施についての一部改正)

「一般競争入札方式の実施について」(平成6年6月22日付け港管第1385号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
13 入札説明書等に対する質問 (1)～(5) (略) (6) 質問に対する回答は、 <u>原則として、電子入札システムにより閲覧に供するものとする。</u> (7) (略)	13 入札説明書等に対する質問 (1)～(5) (略) (6) 質問に対する回答書の <u>閲覧場所は、地方整備局の本局とするものとする。</u> (7) (略)

附則 (令和4年11月14日付け国港総第448号)

この通達による改正後の各規定は、令和4年12月1日から入札手続きを開始する工事について適用する。